参考資料　Ⅰ

マルチステークホルダー・プロセスについて

１．マルチステークホルダー・プロセスとは

①マルチステークホルダー・プロセス（Multi-stakeholder Process : MSP）の定義[1]

(1) ***平等代表性を有する3主体以上のステークホルダー間における、***
(2) ***意思決定、合意形成、もしくはそれに準ずる意思疎通のプロセス。***

(1) ステークホルダーの平等代表性（equitable representation）
MSP におけるあらゆるコミュニケーションにおいて、各ステークホルダーが平等に参加し、自らの意見を平等に表明できるということであり、また、相互に平等に説明責任を負うということ。
(2) 意思決定、合意形成、もしくはそれに準ずる意思疎通
政策決定から共通認識の形成、実践的な取り組み実施に向けての合意、ステークホルダー間のパートナーシップやネットワーク形成に至るまでを幅広く含むもの。

②MSP の歴史的背景

◆MSP は、主に 80 年代後半から 90 年代にかけての“持続可能な発展”に関わる議論の中で登場。

- 1987 年の環境と開発に関する世界委員会（通称ブルントラント委員会）報告書「我ら共通の未来（Our Common Future）」、および、1992 年の環境と開発に関する国連会議（通称リオ・サミット）採択文書「アジェンダ 21」では、ともに“持続可能な発展を達成するためには、様々なステークホルダーが政策決定に関する情報へアクセスし、政策決定へ参加する制度を保障することが不可欠である。”と述べられている。
- 「アジェンダ 21」の提唱によって、MSP の先駆的事例として、多様なステークホルダーの参加を制度として保障した「持続可能な開発委員会（CSD）」創設。

◆以降、様々なテーマ（環境、人権、労働、消費者問題等）と、レベル（国際、国内、地域等）において適用。

③MSP が適する条件

a) 参加主体間に、対話が不可能であるまでの対立が発生していないこと。
b) 取り扱われるテーマがある程度具体性を帯びているものであること。
c) 最終目的が参加主体間で共有され、かつ、対話を経ることにより目的が達成される合理的な可能性（reasonable probability）があること。

[1] Hemmati[2002]を参考に内閣府にて整理。

④MSP によって得られるメリット

a) 対話や情報共有等を通じて、参加主体間に一定の信頼関係が醸成されるとともに、相互にとって最善の解決策を探ろうとする姿勢 (win-win attitude) が創出される。
b) 広範なステークホルダーが参画することによって、対話の成果である決定や合意等への幅広い正当性 (Legitimacy) が得られる。
c) 各ステークホルダーが主体的に参画することにより、それぞれの主体的な取組が促される。
d) 単独の取組もしくは二者間の対話のみでは解決できない、もしくは、十分な効果が得られない問題が、3主体以上の関与によって解決可能になる。
e) 各ステークホルダーが自己利益のみを目指して行動した場合、結果として各主体の利益が損なわれるという"囚人のジレンマ"的な状況にある問題が解決可能になる。

２．マルチステークホルダー・プロセスの類型

MSP が用いられた実際の事例をその目的から分類すると、以下の五つに分けられる。

a) 利害折衝型

ステークホルダー間に利害対立が存在する場合であって、その妥結点を模索することが目的。

事例：シェル石油ブレント・スパー問題（1996 年 11 月～1997 年 12 月）
当初、シェル石油はイギリス政府の許可を得た上でオイル貯蔵ブイ（ブレント・スパー）を海洋投棄処理する予定であったが、これに対して、環境 NGO や北海周辺国が反対したため、海洋投棄処理を断念せざるを得なくなった。そこでシェル石油は、各国政府および沿岸地方政府、環境 NGO、技術専門家、工事請負業者等を交えた代替処理方法についての対話を開催し、その結果妥結された処理方法を採用した。

b) コミットメント形成型

各ステークホルダーの議論への主体的な参画により、協働の実効性を確保することが目的。

事例：国連グローバル・コンパクト（1999 年～現在）
前国連事務総長コフィー・アナンの主導により開始された、人権、労働基準、環境、反汚職の分野よりなるビジネスの 10 の原則について定めたもの。それぞれの原則およびそれに付随する事案テーマについて、MSP によりフォーラムなり学習会なりが開かれ、グッド・プラクティスの共有等が行われている。取り組みを強制する形式ではないが、企業の自発的な参加表明によってある程度の取り組みを確保する方式である。

c) 規範形成型

広範なステークホルダーが参画し、意識水準を互いにすり合わせることにより、幅広い正当性を持ったガイドライン等の規範を作成することが目的。

事例：グローバル・レポーティング・イニシアティヴ（GRI）（1997 年～現在）
組織（企業のみならず各種団体も含む）の自発的な持続可能性レポートについての国際的枠組みの開発、および、合意の形成を目的としたイニシアティヴ。継続的なワーキング・グループの開催や各ステークホルダーからの評価により、常時、枠組みの内容について相互的な見直しや修正が行われている。また、成果は GRI ガイドラインとして発行されている。

その他の事例 ： 鉱業・鉱物資源と持続可能な開発(MMSD)、世界ダム委員会(WCD)、持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)、森林管理協議会(FSC)、海洋管理協議会(MSC)、SA8000 等

d) 情報および認識共有型

政策決定等の前提となる情報を各ステークホルダーが持ち寄り、共通の認識を得ることが目的。

事例：欧州マルチステークホルダー・フォーラム（2002 年 10 月～2004 年 6 月）

欧州委員会の主導により EU 圏の政治戦略の一環として CSR を促進するために設けられた。CSR の取り組み、および、CSR ツールの革新、透明性、統一性の促進について、産業界、労働団体、NGO 等が、事例分析等を通じて情報共有し、報告書および勧告書を公表した。勧告書は法的拘束力を伴うものではないが、加盟国および各ステークホルダーは勧告書の内容を実行に移すことが求められている。

e) 政策提言型

各ステークホルダーがそれぞれの意見を持ち寄り、広く受け入れられる提言を作成することが目的。

事例：コロンビア川下流域の持続可能な開発のための協力（1999 年中頃～不明）

米国陸軍工兵隊（U.S. Army Corps of Engineers）が、国家環境政策法（NEPA※）に基づきコロンビア川下流域の水路掘削工事計画の策定を行おうとしたところ、河川下流域の地方政府および住民等の関係者はこれに承服せず、MSP による工事計画の対案を策定しようとした事案。主としてアストリア市と環境 NGO の主導のもと、河川下流域の地方政府、港、米国海洋大気庁（NOAA）が参加した。（但し、資料が無いため、成果物についての詳細は不明。）

※NEPA の正式名称は、National Environmental Policy Act。1969 年に米国で制定された環境影響評価制度の先駆けとなる法律である。合衆国政府の主要な行為（政策・計画・事業等）で環境に影響を与えるものに環境影響評価を行う事を義務付けている。

参考資料　II

諸外国における持続可能な発展戦略と
マルチステークホルダー・プロセスについて

本資料の対象と視点

1992 年の「環境と開発に関する国際連合会議（通称地球サミット）」で採択されたアジェンダ 21 は，各国の政府に対し，「持続可能な発展に関する国家戦略（National Sustainable Development Strategy: NSDS）」を策定すること，並びに「持続可能な発展に関する国家委員会（National Council for Sustainable Development NCSD）」を設置することを求めている。これを受けて，多くの諸国で，戦略の策定及び国内組織の設立が行われている。

本資料は，諸外国で策定されている持続可能な発展戦略について，特に戦略に含まれる要素の範囲と策定過程におけるステークホルダー参画のあり方に焦点を当てて，概説を試みたものである。

1．対象

本資料は，特に特徴的ないくつかの地域及び国（欧州連合，イギリス，フランス，ドイツ，ベルギー，フィンランド，オーストラリア）において策定された持続可能な発展戦略を取り上げている。なお，これらの事例の中には必ずしもアジェンダ２１との関係が明確でないものも含まれ，また，持続可能な発展戦略を策定している国全てを網羅したものではない。

2．視点

(1) 策定時期等

戦略の策定時期及び改定時期。

(2) 戦略の概要

①基本的考え方

戦略中で持続可能な発展がどのように意義付けられているか，戦略の主要な目的は何か，戦略を貫く基本的な原則や視点は何かなど。

②戦略の主な内容

戦略に含まれる取組等の概要。

(3) 戦略策定におけるステークホルダー参画の特徴

戦略の策定過程にステークホルダーがどのように関与しているのかを，参画の基点となる組織の概要や構成，特徴に焦点を当てて概説。

(4) 戦略に含まれる要素の分布状況

戦略に含まれる取組等の要素が，環境･経済･社会の 3 分野にどのように分布しているかを，あくまで目安として図示したもの。ただし，取組等多くは，視点によって複数の側面を有しているため，ここでは便宜的に，取組等の項目名等を参考に，下図の分類の目安に従って機械的に整理を行った。なお，取組等の項目名が同じであっても，当該項目を構成する具体的な施策等の内容によって，分類を変えている場合もある。

（参考）戦略に含まれる要素の分布状況についての項目分類の目安

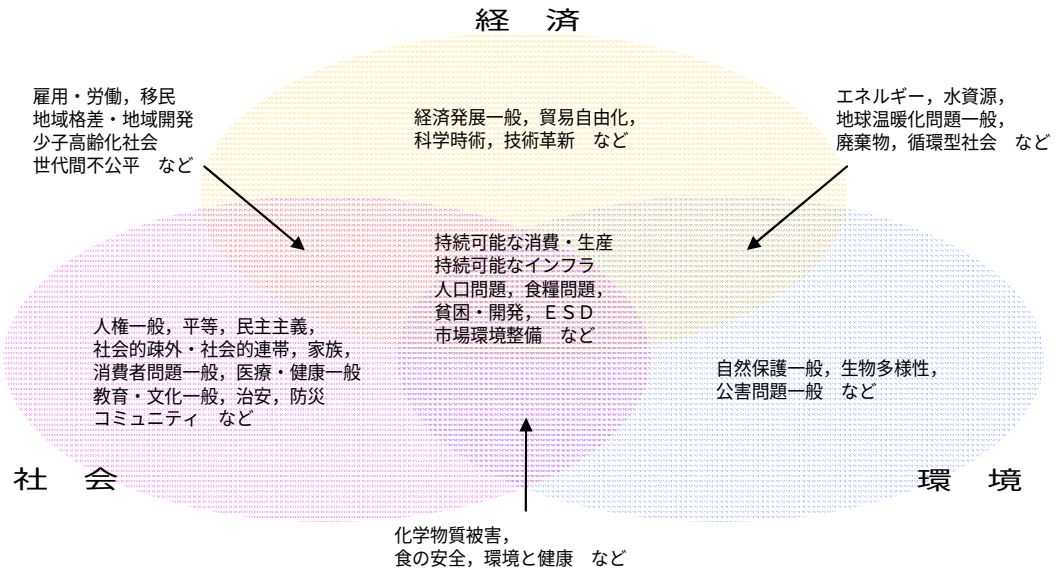

1． 欧州連合： 欧州連合持続可能な発展戦略[1]

(The European Union's Strategy for Sustainable Development)

(1) 策定時期等

2001 年～， 2006 年改定

(2) 戦略の概要

①基本的考え方

◆持続可能な発展の意義と位置付け
持続可能な発展は，
- 未来世代が自らニーズを充足させる能力を損なうことなく，現在世代のニーズを充足させること。
- 条約に規定された EU の包括的目標であり，域内の全ての政策や活動を統制。
- 多様性の中で生命を育む地球の能力を守ることであり，また，全ての人々の自由と機会均等を含む，民主主義，ジェンダーの平等，連帯，法の支配，基本的人権の尊重といった諸原則を基礎とする。
- 現在世代と未来世代双方にとっての，地球上における生活の質（quality of life, well-being）を継続的に改善していくことを目的としている。そのために，持続可能な発展は，文化の多様性を尊重しつつ，平和で安全な世界における，完全雇用，高水準の教育，公衆衛生，社会的･地域的連帯，環境保護を兼ね備えたダイナミックな経済を促進する。

◆戦略の主要な目的
環境保護、社会的平等と社会的連帯、経済的繁栄、国際的責任への対応

◆政策の原則
○基本的人権の尊重と保護
- 基本的権利の促進，全ての形態の差別との戦い，貧困削減への貢献，世界における社会的疎外の解消により，人権を EU の政策の中心に位置づける。

○世代内及び世代間の連帯
- EU 内外において，将来世代が自らのニーズを充足させる能力を損なうことなく，現在世代のニーズの充足に取り組む。

○開かれた民主主義的社会
- 市民の情報へのアクセス権を保証し，正義へのアクセスを確保する。全ての利害集団･組織に適切な対話と参加のチャネルを確保する。

○市民の参加
- 意思決定における市民参加を促進する。持続可能な発展に関する教育や周知啓発を促進する。市民自身が環境に及ぼす影響やより持続可能な選択に向けた方策について情報提供する。

○企業とその社会的パートナーの参加
- 持続可能な消費と生産の実現に向けた協働と共通の責任を促進するため，社会的対話や企業の社会的責任，官民パートナーシップを推進する。

○政策の横断的連携と統治
- 持続可能な発展に資するため，EU の全ての政策間の横断的連携，並びに，地方，地域，国，グローバル･レベルの全ての取組間の横断的連携を促進する。

○政策の統合
- 公正な影響評価やステークホルダー対話など，優れた規制に向けたあらゆる手段を活用することで，経済と社会と環境についての統合的配慮の促進し，3 者の一貫性と相互補完性を確保する。

○優れた知識の利用
- 利用可能な最も優れた知識に基づいて政策が企画･評価･実施されるとともに，それらが費用対効果に優れている状況を確保する。

○予防的原則
- 科学的に不確かな状況がある場合，適切な評価手続きと予防的手段を取ることで，健康や環境への被害を回避する。

[1] http://ec.europa.eu/sustainable/sds2006/index_en.htm 参照。

○汚染者負担の原則
・ 消費と生産活動が社会にもたらす真のコストを価格に反映させるとともに，汚染者が健康や環境に及ぼす被害を補償する状況を確保する。

②戦略の主な内容

◆主要な取組
○気候変動とクリーンエネルギー
・ 気候変動の抑止，並びに，それが社会や環境に与えるコストや悪影響の抑止。
○持続可能な輸送
・ 経済，社会，環境への悪影響を最小限化しつつ，輸送システムを社会経済的要求，社会的要求，環境的要求に合致させることの確保。
○持続可能な消費及び生産
・ 持続可能な消費様式及び生産様式の促進。
○自然資源の保全及び管理
・ 生態系の価値を理解し，自然資源の管理向上と過剰利用の回避を図る。
○公衆衛生
・ 全ての人に平等で良好な公衆衛生の促進，及び，健康の脅威に対する予防の向上。
○ソーシャルインクルージョン，人口問題，移住
・ 世代内及び世代間の連帯を考慮に入れたソーシャルインクルージョン社会の実現，及び，個人の幸福の前提としての市民の生活の質の保障と向上。
○地球規模の貧困及び持続可能な発展への取組
・ 世界規模の持続可能な発展の積極的な推進，及び，EU 内外の政策と地球規模の持続可能な発展とそれに関わる国際的コミットメントとの調和。

◆知識社会に向けた横断的政策貢献
○教育と訓練
○研究開発

(3) 戦略に含まれる要素の分布状況

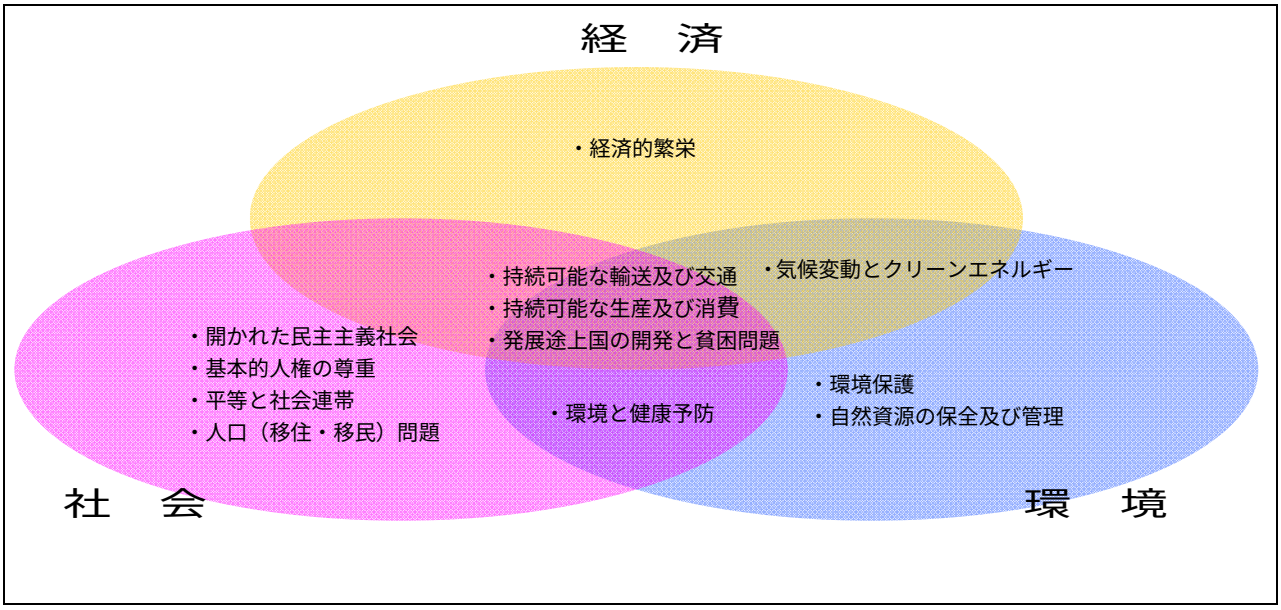

2． イギリス： 未来を守る―イギリス政府持続可能な発展戦略[2]

(Securing the future― The UK Government Sustainable Development Strategy)

(1) 策定時期等

1999 年～, 2005 年改定

(2) 戦略の概要

①基本的考え方

◆戦略の目標

世界の全ての人々が基本的な欲求を満たすことができ, また, 未来世代の生活を犠牲にしない限りでさらにより良い生活を享受できることを目指す。

◆戦略の基本原則

環境の限界という視点に着目し,「持続可能な消費及び生産」,「気候変動とエネルギー」,「自然資源保護」,「持続可能なコミュニティ」という四つの優先課題を掲げ, それらを国際的次元, 社会的次元も含めた統合的戦略として策定する。

◆優先課題解決のための体制整備

○討議の場の設定やトレーニングプログラムによる意識の向上
○ステークホルダー参加のための体制整備
○キャパシティ・ビルディングによるプレイヤーの育成

②戦略の主な内容

◆優先課題

○持続可能な消費及び生産
産業部門における資源効率の向上, 廃棄物量の削減に関する取組 / 新技術開発の支援 / 消費者に対するアドバイス等の支援 / 産業部門におけるパートナーシップの促進

○気候変動とエネルギー
国際会議の場における気候変動問題の率先的問題提示 / 国家主導の温室効果ガス削減のアクションプラン策定 / カーボンオフセット, 航空機における二酸化炭素排出量取引等の各制度の導入

○自然資源保護
ステークホルダー含めた総合的政策アプローチの検討 / 環境の限界と環境の不均衡等, 調査による現状認識 / 関係機関新設, 協力体制の創設による国家の役割強化

○持続可能なコミュニティ
地域の課題の中に持続可能な発展に関する問題意識を組み入れ / 地域における課題解決能力の付与及び向上 / 地域, 国家, 地球レベルでの持続可能な発展戦略のリンク

(3) 戦略策定におけるステークホルダー参画の特徴

◆持続可能な発展委員会 (Sustainable Development Commission: SDC) の関与

○概要
持続可能な発展に関する政策や取組に対する監視の役割を担う独立した政府機関であり,「政府への専門家としての助言活動」,「政府や行政を中心としたアクターへのキャパシティビルディング」,「関連分野の意識啓発やディベートの主催」,「レポートや実績評価による持続可能な発展に関する取組の監視」等を行う。以前に存在した「持続可能な発展に関するラウンドテーブル」, 及び,「持続可能な発展に関する政府委員会」を前身とし, 2000 年に設立された。また, 2005 年の持続可能な発展戦略策定に伴い, これら戦略に関する監視役の位置つけも与えられている。

○構成
学術界, 科学技術関係, 産業界, NGO 等のバックグラウンドを持つ 19 人の委員, 及び, それをサポートする 46 名の政策専門スタッフから成る。委員の任命は首相が行う。

---

[2] http://www.sustainable-development.gov.uk/publications/uk-strategy/index.htm 参照。

○ステークホルダー参画の特徴

委員のポストへの応募は誰にでも開かれている（但し，委員になるためには空ポストやステークホルダー配分等の制約をクリアする必要がある）。さらに，委員会の活動に対する意見募集や，オンラインディベートも開催され，関心のある者やステークホルダーが委員会の活動にコミットメントする道は広く開かれている。

(4) 戦略に含まれる要素の分布状況

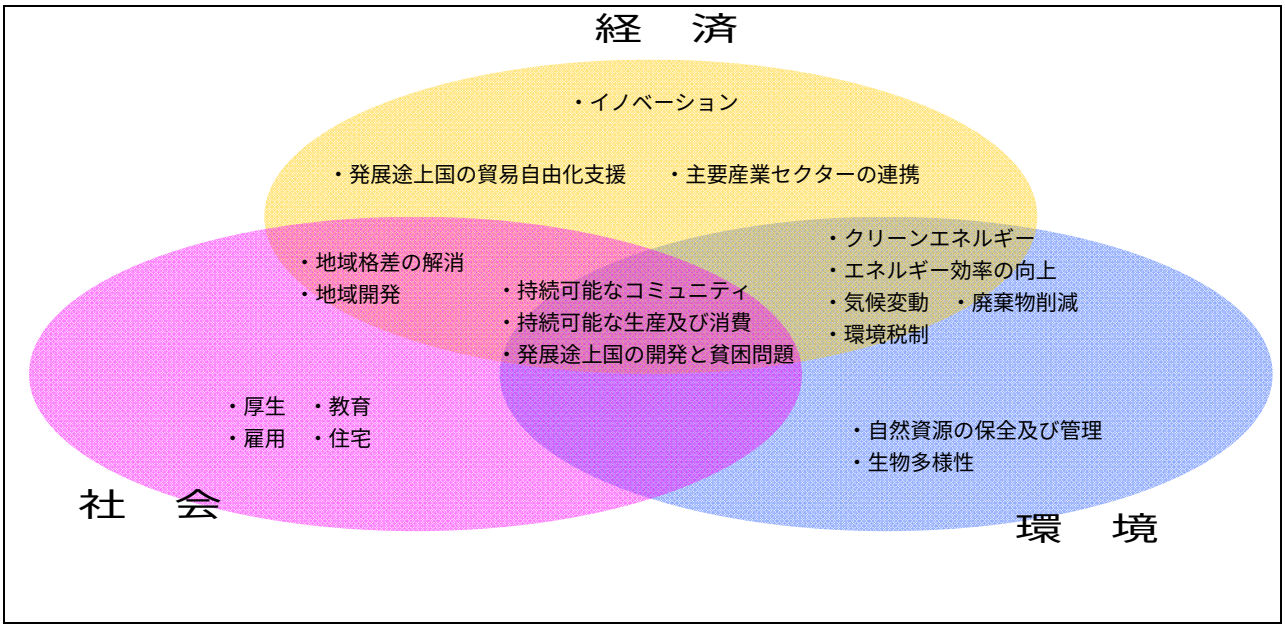

3． フランス： 持続可能な発展国家戦略[3]

(La Stratégie Nationale de Développement Durable, National Sustainable Development Strategy)

(1) 策定時期等

2003 年～, 2006 年改定

(2) 戦略の概要

①基本的考え方

◆持続可能な発展の意義と位置付け
・「未来世代の自らのニーズを充足させる能力を損なうことのなく, 現在世代のニーズを充足させること」という要求に簡潔に表されるように, 経済発展, 社会正義, 健康と環境の保護を調和させることによって未来に備えること。

◆戦略の目的及び基本原則
・ 世界の全ての人々が基本的な欲求を満たすことができ, また, 未来世代の生活を犠牲にしない限りでさらにより良い生活を享受できることを目指す。
・ 持続可能な発展戦略の定義づけ及びその履行における全てのステークホルダーの参画
・ 持続可能な発展に対する国家としての統合的アプローチ

◆参加の重要性—戦略の源泉、成功の鍵
・ 参加は持続可能な発展の不可欠の要素。全ての主体の協働と行動が必要。
・ 政府は、全ての主体の参画に向け役割を果たすべき。
　—戦略策定過程への「持続可能な発展に関する国家協議会 (CNDD)」の関与など

②戦略の主な内容

◆アクションプログラム
○持続可能な発展におけるプレイヤーとしての国民
国民への持続可能な発展の概念の理解促進 / 信頼性及び透明性ある情報の提供 (持続可能な発展に関する指標の開発･公表など) / 学校教育及び職業訓練における持続可能な発展に関する環境教育の促進 / 国と地方の両レベルで、公の場の議論への国民参加の促進
○地域
都市部における文化遺産の保護、都市化拡大のコントロール / 農村部における自然遺産の保全･増大等 / 海洋環境の保護、河川環境の保護等 / 地域間の社会面及び環境面での不均衡の是正/地域レベルでの持続可能な発展政策の展開
○企業及び消費者の経済活動
全ての企業に対して、持続可能な発展アプローチに参画することを推奨/生産や消費の様式に持続可能な発展の観点を導入 / 持続可能な発展の関連分野でのイノベーション及び起業の促進/企業の社会的･環境的責任の促進、SRIの増大 / 財政誘導システムの実施
○気候変動とエネルギー
気候変動に関する予防原則の実践 / 建築物のエネルギー効率性の向上 / 暖房装置の最適化 / 住宅及びサービス部門における需要側マネジメント / 産業におけるエネルギー効率性の向上/ガス精製過程におけるエネルギー効率性の向上等 / エネルギーの再利用/バイオマスと農業部門の貢献/研究･技術開発
○持続可能な輸送
持続可能な流動性(mobility)に向けた行動 / インターモーダル輸送の発展 / インフラの市場化とマネジメント等
○持続可能な農業
持続可能な農業に向けた新たなマネジメント手法

[3] http://www.ecologie.gouv.fr/-La-SNDD-.html 参照。

○持続可能な漁業
○健康及び環境に対するリスク、汚染その他悪影響の防止
持続可能な発展に必要な専門的能力の確保 / 「健康-環境」計画の策定 / 自然災害、人為災害の防止等 / 公害の健康への影響の減少 / 環境保護の強化/世代間、個人間の連帯の強化 / 資源調査の実施、司法警察の組織化、専門化の促進
○模範的国家となるために
公共政策への持続可能な発展の組み入れ（2004 年より継続的に、持続可能な発展に関わる政策に関する計画を、「持続可能な発展に関する国家評議会」に付託された影響評価研究を基に分析 ）/ 省庁改革への持続可能な発展の組み入れ / 地方レベルでの戦略への持続可能な発展の組み入れ/法令や規制への持続可能な発展の組み入れの促進 / 持続可能な発展に関連する分野における調査研究の促進/持続可能な発展を促進する行政活動 （公共調達等）
○国際的な行動
発展途上国との連帯強化による貧困対策の実践/グローバル化の管理と持続可能な発展に関する国際ガバナンス/全ての EU 政策を通じた持続可能な発展の目標およびアプローチの促進

(3) 戦略策定におけるステークホルダー参画の特徴

◆持続可能な発展に関する国家協議会（Le Conseil National du Développement Durable: CNDD）の関与

○概要
持続可能な発展に関する政策を支援し，その評価及び監視を通じて，持続可能な発展に関する国家戦略をより良いものにしていくことを目的として，首相の下に置かれた組織。主に首相の発意による持続可能な発展に関する課題の検討，関連する法令の草案についての答申，及び，独自の提案や勧告を行う。
○構成
地域政府，事業者，労働組合，NGO，消費者，学術関係者等から，持続可能な発展に関する分野の経験及び専門能力等を考慮した上で，首相により 90 名の委員が任命される。
○ステークホルダー参画の特徴
年四回開催される総会は，市民団体の代表や持続可能な発展に関連する団体の代表等，各課題に応じたステークホルダーに向けて開かれている。

(4) 戦略に含まれる要素の分布状況

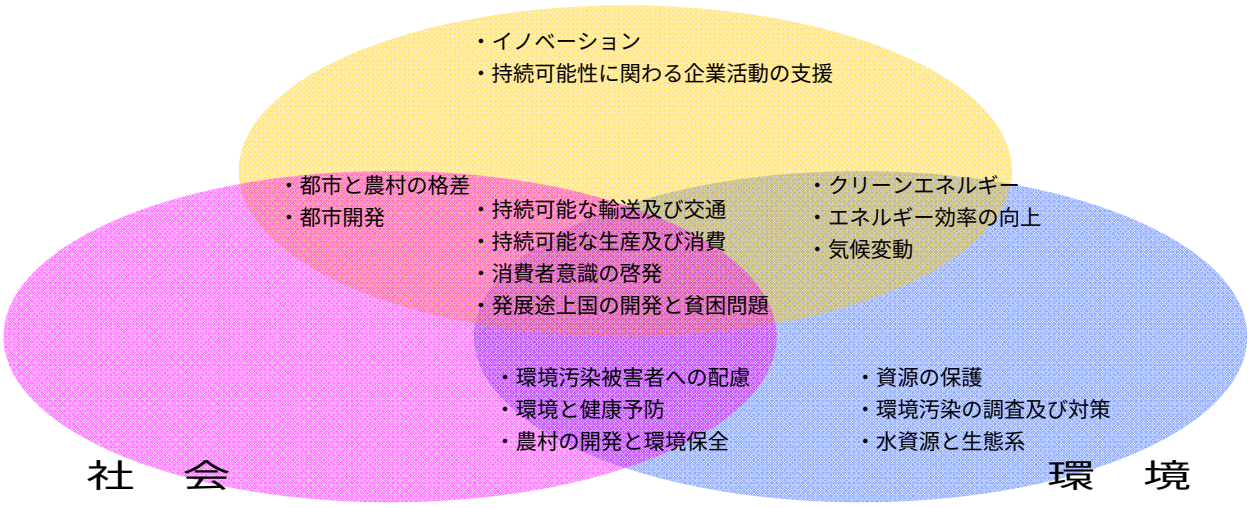

4． ドイツ： ドイツの展望 ― 私達の持続可能な発展に関する戦略[4]

(Perspektiven für Deutschland ― Unsere Strategie für eine nachhaltige Entwicklung,
Perspectives for German ― Our strategy for Sustainable Development)

(1) 策定時期等

2002 年～, 2005 年見直し, 2008 年秋改定予定[5]

(2) 戦略の概要

①基本的考え方

◆持続可能な発展の定義と戦略の中での位置付け

「未来世代の自らのニーズを充足させる機会を危機に陥らせることのないように, 現在世代のニーズを満足させるような発展の型である」とのブルントラント委員会の定義を踏まえると, 持続可能な発展とは, 現在世代のニーズと未来世代の生活の期待を関連付け, 世代間の契約という形をとることで, 両者にとって公平な形の長期的な発展を目指すという欠かすことのできない理念である。

◆持続可能な発展のモデル

○世代間公平
○生活の質
○社会的連帯
○国際的責任
○課題への戦略的なアプローチ

◆持続可能性を確保するためのルール

○基本ルール

全ての世代は自らの課題を自ら解決し、将来世代に負担を強いず、予測される資源需要に備えなければならない。このことは、自然環境、経済発展、社会的連帯、人口動態全てに当てはまる。

○参加

・ 市民、生産者、消費者、商業組合、労働組合、科学者、教会その他社会集団は、持続可能な発展の重要な参加者である。全ての主体が、持続可能な発展のための議論に参加し、目標達成に向け自ら決断し、行動すべきである。
・ 企業は、商品とその生産手段について責任を負っている。その責任には、商品の健康面及び環境面での特徴や生産方法の持続可能性について、消費者に対して情報提供することが含まれる。
・ 消費者は、社会や環境面に配慮して、商品の選択や利用を行う責任を負っている。

○主な行動分野

・ 再利用可能な自然資源は、その再生可能性を考慮した枠組みにおいてのみ利用されるべき。再利用不可能な自然資源は、他の資源による代替可能性を考慮した枠組みにおいてのみ利用されるべき。物質やエネルギーの放出は、生態系によって維持できる水準を超えてはならない。
・ 健康への危険やリスクは回避されるべき。
・ 技術発展や国際協働による構造変化に対しては、経済的な成功と、環境的･社会的な受容可能性が両立する形で対処すべき。
・ エネルギー･資源･運輸の利用は、経済発展から分離させるべき。
・ 財政は世代間の公平性を考慮して制約されるべき。
・ 持続可能な農業は、自然や環境と両立するとともに、動物の権利を尊重した農業形態や、特に健康との関係で消費者保護に配慮した予防的な形態を採るべき。
・ 社会的連帯を強化するために、
　－貧困や社会的疎外と闘うため可能な限りの予防的措置を採るべき
　－全ての国民が経済発展に参画する機会を与えられるべき
　－全ての人が社会的生活及び政治的生活に参加するべき
・ 全ての国の人々が、それぞれの文化的原理に基づいて人間的な尊厳ある生活を送り、経済発展に参加できるよう、国際的な枠組みを構築するべき。環境と発展は調和するべき、貧困との戦いは、人権の

---

[4] http://www.bundesregierung.de/Webs/Breg/DE/DialogNachhaltigkeit/dialog-nachhaltigkeit.html 参照。
[5] 現在，秋に公表が予定されている戦略の進捗状況報告（Fortschrittsbericht）について草案を公開し，意見の募集中である。

尊重、経済発展、環境保護、政府の責任ある行動と統合的に結びつくべき。

◆その他
○持続可能性の参加者としての市民
○具体的な目標の重要性 （21の指標の設定）
○政治改革の指導原理としての持続可能性

②戦略の主な内容

◆持続可能な発展の重点課題
○エネルギーの効率的な利用―気候変動の防止
エネルギー効率の向上 / 再利用可能エネルギーの開発 / 家庭での蓄熱の工夫 / 原子力の不使用
○移動性の確保（交通量の減少など）
○健全な生産―食の安全， 構造変化に向けた動員力を提供する消費者
消費者保護の優先課題としての食の安全 / 消費者の意思決定 / 自然や環境へ配慮した農業 /動物の尊重 / 持続可能な農業システムに向けた経済的視点 / 農村地域における持続可能な発展
○人口動態への対応―家族へのサポート
○教育を通じた構造変化
○革新的な企業―実りある経済
◆その他，国際社会における役割，戦略の評価方法等

(3) 戦略策定におけるステークホルダー参画の特徴

◆持続可能な発展のための協議会（Rat für Nachhaltige Entwicklung: RNE）の関与
○概要
持続可能な発展に関する政策や取組のサポート，及び，持続可能な発展に関する議論を公の場において活発化させることを目的に召集された首相の諮問機関。持続可能な発展に関するマルチステークホルダーフォーラムの開催，政府の政策に対するレポート及び評価活動等を行う。
○構成
地域政府，事業者，労働組合，環境団体，メディア，教会等の代表から，首相が 14 名を任命。
○ステークホルダー参画の特徴
協議会自体に委員以外のステークホルダーが自由に参加できるというような方式は見当たらないが，マルチステークホルダーフォーラムの開催や，ある特定課題におけるステークホルダー意見交換会の開催を積極的に行う等して，持続可能な発展に関連するさまざまなテーマについての議論の場を提供することにより，ステークホルダー参加の機会を確保する。

(4) 戦略に含まれる要素の分布状況

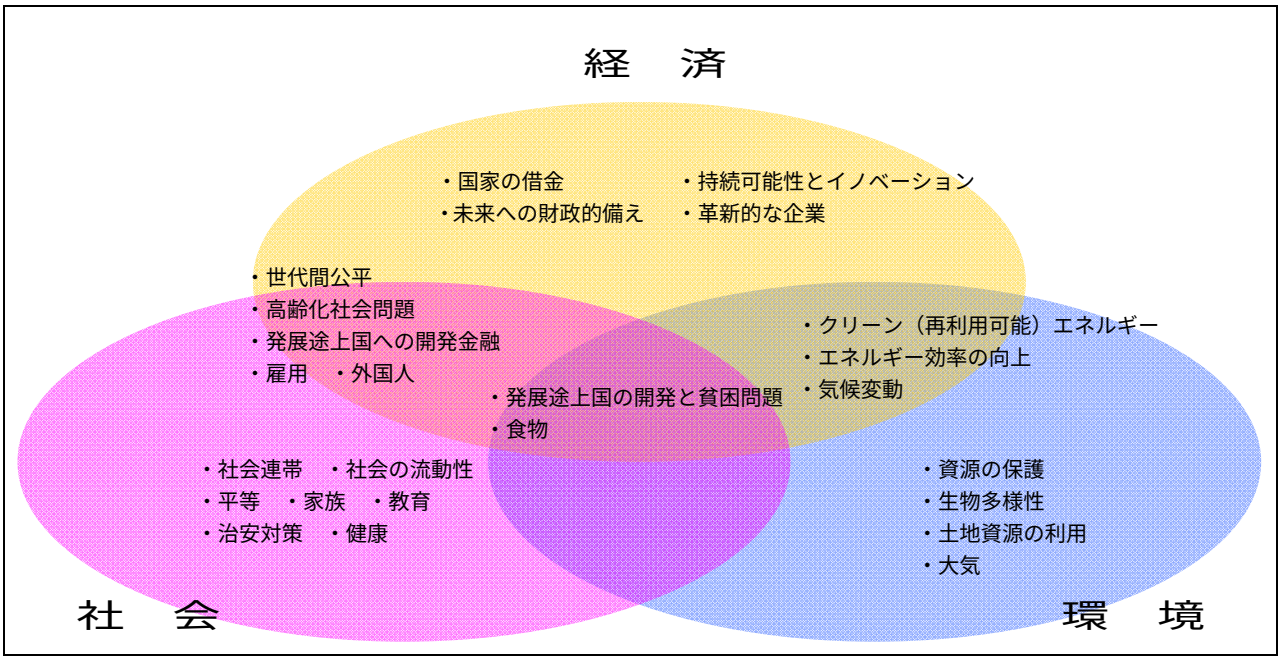

5． ベルギー： 連邦政府持続可能な発展の計画 2004-2008 年版[6]

（Plan fédéral de développement durable 2004-2008,
Federal Sustainable Development Plan 2004-2008）

(1) 策定時期等

2000 年，2004 年改定

(2) 戦略の概要

①基本的考え方

◆戦略の目的及び基本原則
○全ての国が認識すべき共通の責任，とりわけ先進国が認識すべき先導的役割
○世代内及び世代間の公平
○政策決定における経済，社会，環境的側面の統合
○環境に重大な影響を及ぼす分野での予防的原則の適用
○全てのステークホルダーの意思決定，及び，履行段階での参加

②戦略の主な内容

◆項目例
・ 貧困の撲滅とソーシャルインクルージョンの課題
・ 人口高齢化社会への対応
・ 公衆衛生における被害予防
・ より責任ある自然資源利用
・ 気候変動課題とクリーンエネルギーの積極的使用
・ 輸送システムの改善
・ 生物多様性

(3) 戦略策定におけるステークホルダー参画の特徴

◆持続可能な発展のための連邦協議会（Federale Raad voor Duurzame Ontwikkeling - Conseil Fédéral du Développement Durable: FRDO-CFDD）**の関与**

○概要
Agenda 21 や気候変動枠組条約等，国際的合意の履行を主な目的として設置された機関であり，連邦政府及び地方政府の持続可能な発展に関する政策に対する助言，及び，持続可能な発展に関連した独自のイニシアティヴ等を行う。1993 年以来の「持続可能な発展に関する国家協議会」の継続的機関として，「持続可能な発展に関する連邦政策の調整に関する法律（Loi du 5 mai 1997 relative à la coordination de la politique fédérale de développement durable）」によって設立された。

○構成
社会団体，環境団等の各種団体，消費者組合，労働組合，事業者連合，エネルギー産業，学術者等の代表から成る。また，連邦政府及び地域政府代表や，環境，社会経済助言機関等の派遣員も参加するが，彼らは意見表明権のみを有する。

○ステークホルダー参画の特徴
助言機関としての役割以外に，シンポジウムの開催等による持続可能な発展に関する議論を高めるフォーラムとしての位置づけも与えられている。政府代表や各社会団体の代表は，そこで自らの意見を表明することができ，その意見等は協議会の助言活動の中に組み込まれていくことになっている。また，「連邦政府持続可能な発展計画」の策定過程においては，政府草案に対する意見募集，議論の場の設定等，サポート機関として幅広い役割を果たし，戦略策定におけるステークホルダー参加の機会を提供した（上記，1997 年の法律では計画の策定過程における市民参加を義務として定めている。）。

[6] http://www.plan2004.be/fr/downloads.htm 参照。

(4) 戦略に含まれる要素の分布状況

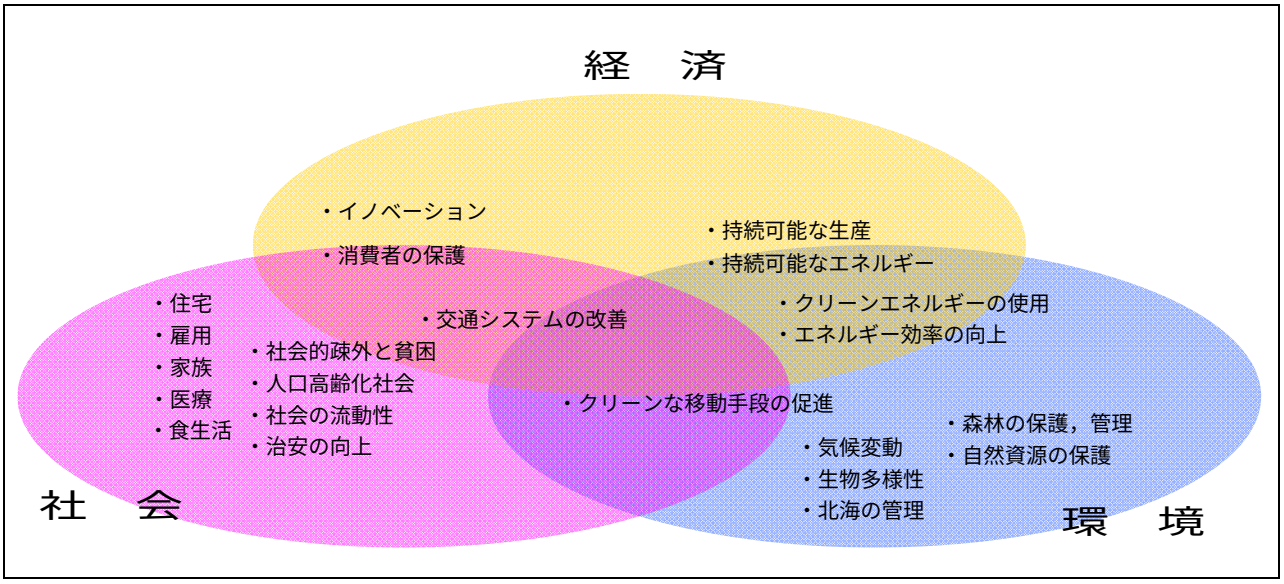

6． フィンランド： 持続可能な選択に向けて－ 国家的にも世界的にも持続可能なフィンランド[7]

(Towards sustainable choices — A nationally and globally sustainable Finland)

(1) 策定時期等

2006 年～2030 年 (評価は2年毎に行う)

(2) 戦略の概要

①基本的考え方

◆持続可能な発展の捉え方

「持続可能な発展とは，未来世代の自らのニーズを充足させる機会を危機に陥らせることのないように，現在世代のニーズを満足させるような発展の型である」というブルントラント委員会の定義を出発点として，「持続可能な発展とは，世界，地域，地方レベルでの社会変動の過程に常に影響され，現在世代と未来世代により良い生活を送るための全ての機会を提供することを常に目指したもの」と定義づけている (1994 年 12 月フィンランド持続可能な発展に関する国家委員会)。

◆基本ビジョン

安全で，かつ，環境に対して責任ある全ての人が参加する多様性のある社会における，持続可能な幸福を作り出すこと

◆基本原則

○ 経済，環境，社会，文化的側面の相互関係
○ 世代を超えた長期的な政策
○ 世界，国家，地域政策の調和
○ 科学的根拠に基づくアプローチ
○ 人的資源の強化及び機会平等の確保

②戦略の主な内容

◆項目例

○自然資源の使用と保護のバランス
気候変動 / 生物多様性
○持続可能な地域システムによる持続可能なコミュニティ
農村地域の活況 / 輸送システム 等
○ライフサイクル全般における幸福
社会保障 / 雇用 / 世代間連帯 / ソーシャルインクルージョン/多文化的国家
○持続可能な発展のセーフガードとしての経済
福祉国家 / 情報国家 / 競争力のある国家 等
○持続可能な選択のための支援
教育支援 / イノベーション

(3) 戦略策定におけるステークホルダー参画の特徴

◆持続可能な発展に関する国家委員会
(Finnish National Commission on Sustainable Development) の関与

○概要

フィンランドにおける持続可能な発展政策を促進するため，政府によって設立された組織。多様なステークホルダーが持続可能性に関する考え，目標，取組を提供し，議論に参加できるフォーラムとして機能，特に，「持続可能な発展戦略」の策定準備から承認に至る過程で積極的な役割を果たす。

○構成

閣僚が国民委員会を主催し，議会，地方政府を含む行政機関，産業界，労働組合，NGO，メディア，教会の代表が参加する。また，教育小委員会及び地域における持続可能な発展小委員会が設置されている。

---

[7] http://www.ymparisto.fi/default.asp?node=9732&lan=en 参照。

○ステークホルダー参画の特徴

FNCSDが2001年に立ち上げた「持続可能な発展に関する協働プログラム」では，企業，政府，研究機関，都市，NGO等の様々なステークホルダーが参加し，持続可能な発展に関する自らの行動についてのコミットメントを表明した。そこでの成果は，現在の取組の改善やパートナーシップ組織同士の非公式な合意，協働プロジェクト，経験の共有など様々である。また，上記の持続可能な発展国家戦略の策定にあたっては，広範なステークホルダーが参加する戦略策定グループを立ち上げ，草案の作成段階からステークホルダーの参加を積極的に担保した。

(4) 戦略に含まれる要素の分布状況

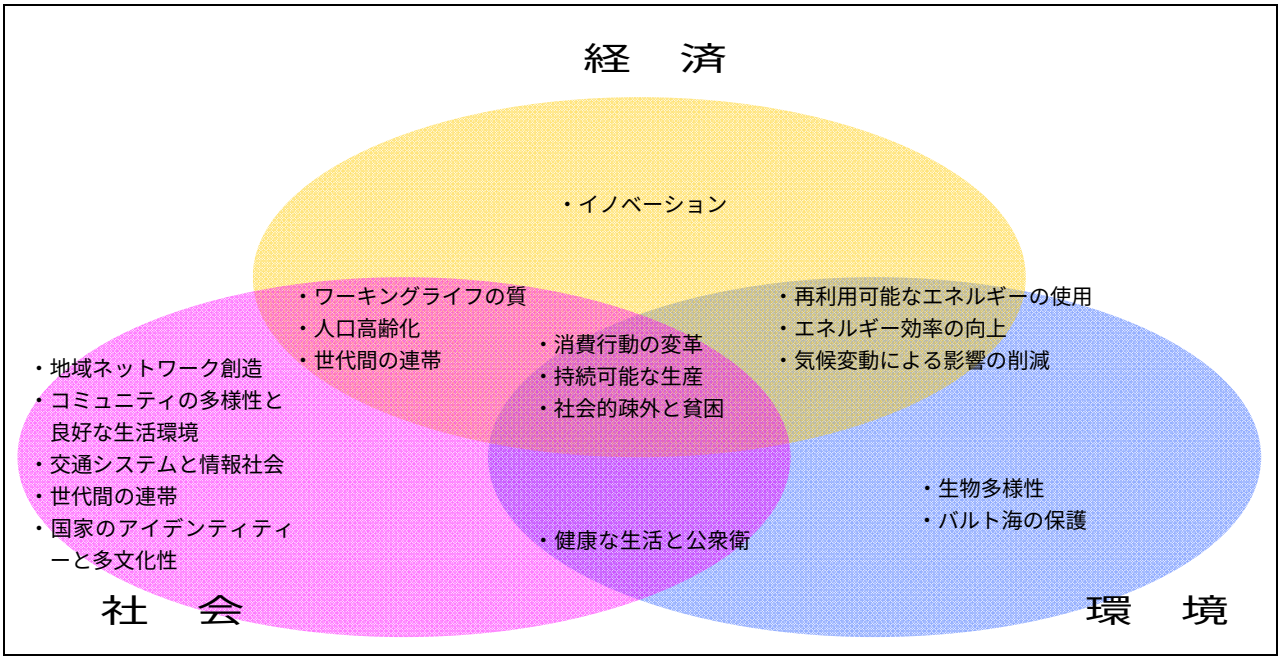

7． オーストラリア： 生態学的に持続可能な発展に関する国家戦略[8]

(National Strategy for Ecologically Sustainable Development)

(1) 策定時期等

1992 年～

（その後，環境保護・生物多様性保存法[Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999]**が制定され，その目的規定に本戦略の原則が一部反映されている。現在は，同法** 516B **条に基づく環境状況報告書**[State of the Environment]**が五年毎に政府より発行されており，環境面に重点を置いた施策の履行状況評価が行われている。）**

(2) 戦略の概要

①基本的考え方

◆概要と目標

持続可能な発展を環境分野と結びつけて戦略化したものであり，特に私達の生活と環境との関わりという点に着目し，現在世代と未来世代の両方の生活の質を総合的に向上させる発展を目指す。

◆「生態学的に持続可能な発展」の概念

生活に関わる生態学的なプロセスが考慮され，現在世代と未来世代の生活の質が向上するよう，コミュニティの資源を使用，保全，拡充すること。

◆戦略の中核目標

- 将来世代の幸福の保護も視野に入れた経済的発展を通じて，個人およびコミュニティの幸福および福祉を拡大する。
- 世代内および世代間平等の創出。
- 生物多様性の保護，重要な生態学的プロセスや生命維持に関するシステムの保全。

◆戦略の基本原則

- 意思決定プロセスには，短期的視点および長期的視点，経済的，環境的，社会的，平等的な考慮を効果的に統合させる。
- 深刻かつ回復不能なほどの環境被害の恐れが存在する場合において，その原因と結果に明白な科学的関連性が存在しないということを理由に，当該環境被害防止措置を先延ばしにしない。
- 政策や活動の国際的な環境影響という局面を理解し，考慮する。
- 環境保護の能力を強化しうる，強力で，成長力のある，多様な経済発展の必要性を理解する。
- 環境に関する国際的競争力の保持および強化の必要性を理解する。
- より進んだ評価，金銭的負担によるインセンティヴの仕組み等，費用効果の観点や柔軟な政策手段を用いる。
- 決定と行動は，その内容によって影響を受けるコミュニティ等に広く提供される。
- 上記の目標と基本原則を相互に組み合わせて，バランスの取れた手法により戦略の実現を目指す。

②戦略の主な内容

◆部門別課題

農業/農業生態系の管理保護/森林資源の管理と利用/製造業/鉱業/都市計画と交通計画/観光/エネルギーの利用，エネルギーの生産，輸送

◆部門横断的課題

生物多様性 / 自然保護のシステム / 在来種の植生 / 環境保護 / 土地利用の計画と意思決定 / 自然資源と環境情報 / 環境影響評価/政府機関と組織の改革 / 海岸地域の管理 / 水資源の管理/ごみの削減と管理 / 金銭的負担と税制 / 工業，貿易と環境政策 /アボリジニとトレス海峡諸島の住人 / ジェンダー / 公衆衛生 / 労働衛生と労働安全 / 教育とトレーニング / 雇用と順応 / オーストラリアの国際企業と海外支援の政策 / 人口問題/調査，発展，周知

◆計画の更なる発展のための施策

対立点の調整/国民の意識向上，教育，参加/モニタリングと評価

[8] http://www.environment.gov.au/esd/index.html 参照。

(3) 戦略策定におけるステークホルダー参画の特徴

◆戦略策定の経緯

1980 年代から存在した環境に関する国家的戦略を基礎に，政府は 1989 年に持続可能な発展に関する国家戦略の提案を行った。その提案は，産業界，コミュニティ，環境保護団体，科学技術団体，地方政府等の様々なステークホルダーが参加する分野別ワーキンググループおよび公開討論で議論され，各ワーキンググループはそれぞれの担当分野に関して報告を行い，分野横断的課題に関しては各ワーキンググループ議長が特別報告を行い，それぞれ戦略に織り込まれた。持続可能な発展に関する国家戦略は，およそ2年間の議論を経て 1992 年末に政府によって承認された。

(4) 戦略に含まれる要素の分布状況

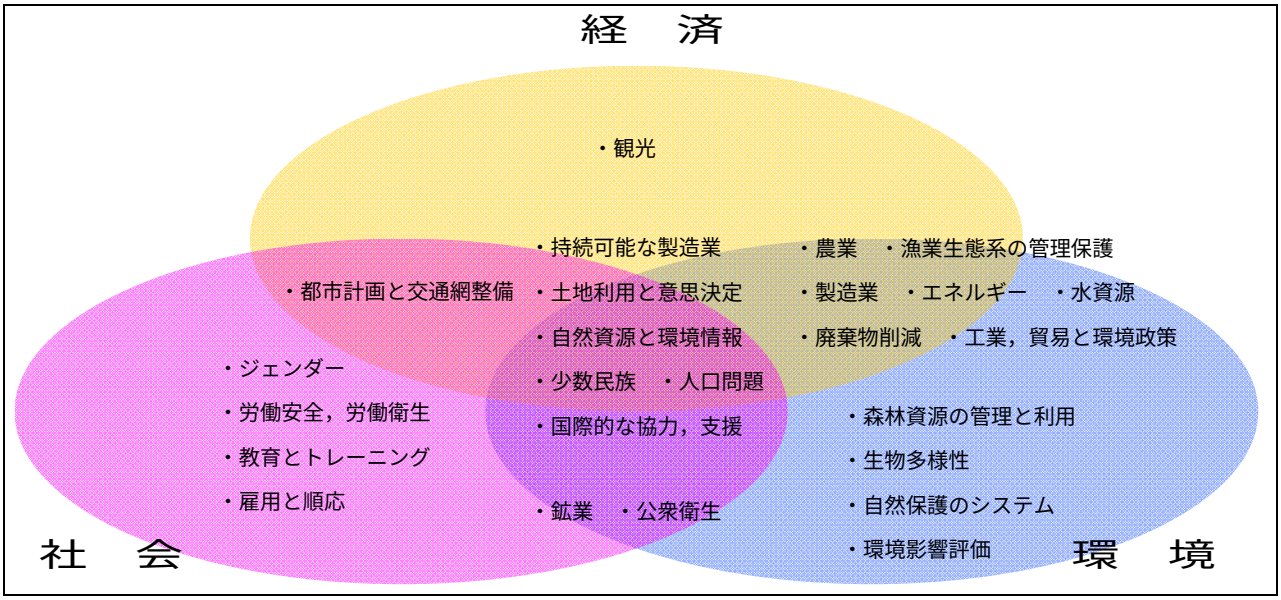

参考資料　III

社会的責任の取組促進に向けた欧州連合の取組について

～欧州マルチステークホルダー・フォーラムの概要～

１．欧州マルチステークホルダー・フォーラム開催の経緯

欧州理事会リスボン会合（2000 年 3 月）

◆拡大ＥＵに向け、構造的失業、地域格差、情報産業の発達に対応するため、来る10年に向けた新戦略目標を設定

「欧州を、雇用の拡大･改善と一層の社会的連帯を確保しつつ、持続的な経済発展を達成し得る、世界で最も競争力が高く、かつ力強い知識集約型の経済にすること。」

◆目標達成のための新たな手法として、生涯学習、機会均等、社会的連帯、持続可能な発展等に関する企業の社会的責任に言及

↓

欧州理事会「グリーンペーパー：企業の社会的責任のための欧州枠組みの促進」（2001 年 7 月）

リスボン会合の新戦略目標を受け、CSR を推進するための新たな枠組みを構築するためのパートナーシップのあり方について問題提起し、広く意見を募集

欧州委員会「企業の社会的責任：持続可能な発展に向けた産業の貢献」（2002 年 7 月）

CSR のツールの透明性や統一性の促進、及び各ステークホルダー間の共通理解の必要性を訴え、欧州マルチステークホルダー･フォーラムの設立を提唱

↓

欧州マルチステークホルダー･フォーラムの設置
（2002 年 10 月）

↓

最終報告書の公表
（2004 年 6 月）

欧州理事会ブリュッセル会合：リスボン戦略の改訂　（2005 年 3 月）

主に知識、イノベーション、人的資源の最大利用による競争力強化に重点を置いた改訂

↓

欧州委員会「成長と雇用のためのパートナーシップ推進
：欧州をＣＳＲの極にするために」　（2006 年 3 月）

欧州におけるＣＳＲの進展を継続的にレビューするため、フォーラムの定期開催を提唱

↓

第1回レビュー会合の開催
（2006 年 12 月）

２．欧州マルチステークホルダー・フォーラムの目的

(1) 欧州委員会による設置目的

（欧州委員会「企業の社会的責任：持続可能な発展に向けた産業の貢献」（2002 年 7 月））

◆以下を通じ、CSR の取組とツールの透明性（Transparency）と統一性（Convergence）を促進することを目的とする。
- EU レベルの主体間で、経験や先進事例についての情報交換を行う。
- EU 域内の既存のイニシアティヴを集約し、EU 共通のアプローチや、指針となる共通原理の確立を目指す。これらは、国際会議や第三国との対話に際しての基礎ともなり得る。
- ヨーロッパレベルで追加的な取組が必要とされる分野を特定・探求する。

※**CSR のツール**･･･行動規範（Code of Conduct）、マネジメント基準、CSR 報告･保証、ラベリング、社会的責任投資（SRI）

◆以下の事項に関し、可能であれば 2004 年中旬までに指針となる原理について合意する。
- CSR と競争力の関係
- 持続可能な発展に向けた CSR の貢献
- 中小企業の問題（ツール、大企業による指導・助言、サプライチェーン）
- 行動規範の実効性や信頼性
- CSR 報告や保証に関する共通のガイドラインと基準の構築
- ラベリングに関する共通ガイドラインの構築
- 年金やファンドによる SRI 方針についての情報開示

(2) フォーラム開催時の目的（第一回ハイレベル会合（2002 年 11 月））

◆CSR の促進という包括的な目的の下、以下の取組を通じて、CSR の取組とツールの革新、透明性、統一性の促進を図る。

- 経験や先進的事例についての情報交換、既存の CSR ツールやイニシアティヴの集約を促すことによって、CSR と持続可能な発展の間の関係性（競争力、社会連帯および環境保護に与える影響を含む）についての知識の向上を図ること。その際、中小企業に特有な側面を重要視すること。

- 既存の EU のイニシアティヴや法令、国際的に合意された道具立て（OECD 多国籍企業ガイドライン、欧州社会権憲章、ILO 基本労働条約、国際人権憲章等）を考慮に入れながら、CSR の取組とツールについて指針となる共通原則を確立することの適否を探求すること。

３．欧州マルチステークホルダー・フォーラムの構成

主催・議長	・欧州委員会（European Commission）
経営者団体 （４機関）	・欧州産業連盟（UNICE）　・欧州公共企業センター（CEEP） ・欧州商工会（EuroCommerce）　・欧州手工業・中小企業連合（UEAPME）
商業ネットワーク （５機関）	・欧州労働者協同組合・社会的協同組合・労働者参加企業総連合会（CECOP） ・欧州商工会議所（EuroChambres）　・欧州産業家円卓会議（ERT） ・ＣＳＲヨーロッパ　・持続可能な発展のための世界商業会議（WBCSD）
労働者団体 （２機関）	・欧州労働組合連盟（ETUC） ・欧州管理職会議（Eurocadres/CEC）
市民団体 （７機関）	・欧州消費者連合（BEUC）　・欧州社会 NGO プラットフォーム ・グリーン８　・アムネスティ・インターナショナル ・フェアトレード・ラベリング機構（FLO）　・国際人権連合（FIDH） ・オックスファム
オブザーバー （11 機関）	・欧州議会　・EU 理事会　・欧州経済社会評議会　・EU 地域委員会 ・経済開発協力機構（OECD）　・国際労働機関（ILO） ・国連環境計画（UNEP）　・アフリカ・カリブ・太平洋諸国グループ（ACP） ・欧州大学連盟（EUA）　・持続可能で責任ある欧州投資フォーラム（EUROSIF） ・国連グローバルコンパクト

４．欧州マルチステークホルダー・フォーラムの機構

(1) 主な機構

ハイレベル会合（High-level meeting）	
機能	フォーラムの目標や構成、手続き的側面の決定、並びに進行管理
開催頻度	年１～２回程度開催 最終報告書の取りまとめまでに計５回開催された
構成員	欧州委員会委員の出席、欧州委員会局長の議事の下、各ステークホルダー、オブザーバー計 70 名前後で開催

ラウンドテーブル（Round tables）	
機能	テーマ別の議題を討議
開催頻度	最終報告書取りまとめまでに、各ラウンドテーブルとも計３期開催（１期１～２日）
構成員	欧州委員会局長を議長として、参加団体およびオブザーバーを議題に応じた席数で配分 各団体は席数に応じて参加者を推薦、一回につき計 50～70 名程度

調整委員会（Co-ordination committee）	
機能	ハイレベル会合およびラウンドテーブル会合の開催準備 欧州委員会は、調整委員会の同意を得てフォーラムを開催
構成員	欧州委員会と、各ステークホルダーが推薦する者 （ＥＴＵＣ（労働者団体）、ＵＮＩＣＥ（経営者団体）、ＣＳＲヨーロッパ（ビジネス団体）、Green 8 及び Platform of European Social NGOs（市民団体）がそれぞれ推薦する 2 名ずつ）

※ハイレベル会合および各ラウンドテーブルの配布資料、議事要旨はウェブサイトにて公開。

(2) 各ラウンドテーブル

知識ラウンドテーブル 議長：企業・産業総局局長	ＣＳＲに関する知識向上、先進的な実践例についての情報交換の促進ラウンドテーブル ・ ビジネスにおける CSR のインパクト ・ CSR に関する知識普及、イノベーション、理解促進のためのプロセス、インセンティヴ、ツール ・ ビジネス戦略、構造およびプロセスにおける CSR の統合 ・ 教育および訓練における CSR の統合
中小企業ラウンドテーブル 議長：企業・産業総局局長	中小企業におけるＣＳＲの促進ラウンドテーブル ・ 中小企業における CSR ビジネスの事例 ・ さらなる CSR 理解促進のための、意識向上、先進的取組の普及、インセンティヴ ・ 大企業と中小企業の協調
開発ラウンドテーブル 議長：開発総局局長、 通商総局局長	ＣＳＲの開発的側面ラウンドテーブル ・ CSR と国際化 ・ エシカルトレードおよびフェアトレード ・ 貧困の軽減 ・ 金融の透明性
透明性ラウンドテーブル 議長：雇用・社会問題・ 機会均等総局局長	ＣＳＲの取組とツールの多様性・統一性・透明性ラウンドテーブル ・ CSR の取組みとツール（行動規範、マネジメントシステム、報告、ラベリング、SRI）の信頼性、透明性 ・ 多様性と統一性

※横断的議題（cross-cutting issue）について

横断的議題とは、それぞれのラウンドテーブルが扱うテーマに複数またがって関係する議題を言う。横断的議題の例として、競争力・社会的連帯・環境保護・消費者問題・国際的側面（人権・民主化・紛争解決）等が挙げられている。各ラウンドテーブルは、それぞれのテーマを扱う際に横断的議題を考慮に入れることが求められる。

（参考）欧州マルチステークホルダー・フォーラム

欧州委員会

設置・主催

オブザーバー（１１団体）
・ＥＵ諸機関（欧州議会、欧州理事会、他）
・経済協力開発機構（OECD）
・国際労働機構（ILO）
・国連環境計画（UNEP）
・国連グローバルコンパクト　他

横断的イシュー
競争力，社会的連帯，環境保護，消費者問題，国際的側面(人権，民主化，紛争解決)等

調整委員会
欧州委員会＋ステークホルダー団体推薦
ETUC 推薦２人・UNICE 推薦２人・
CSR ヨーロッパ推薦２人・NGO 推薦２人

ハイレベル会合

知識ラウンドテーブル
議長：企業・産業総局局長

開発ラウンドテーブル
議長：開発総局局長、通商総局局長

中小企業ラウンドテーブル
議長：企業・産業総局局長

透明性ラウンドテーブル
議長：雇用・社会問題・機会均等総局局長

労働者団体（２機関）
・欧州労働組合連盟（ETUC）
・欧州管理職会議（Eurocadres/CEC）

商業ネットワーク（５機関）
・欧州労働者協同組合・社会的協同組合労働者参加企業総連合会（CECOP）
・欧州商工会議所（EuroChambres）
・欧州産業家円卓会議（ERT）
・ＣＳＲヨーロッパ
・持続可能な発展のための世界商業会議（WBCSD）

経営者団体（４機関）
・欧州産業連盟（UNICE）
・欧州公共企業センター（CEEP）
・欧州商工会（EuroCommerce）
・欧州手工業・中小企業連合（UEAPME）

市民団体（７機関）
・欧州消費者連合（BEUC）
・欧州社会 NGO プラットフォーム
・グリーン８
・アムネスティ・インターナショナル
・フェアトレード・ラベリング機構(FLO)
・国際人権連合（FIDH）
・オックスファム

５．欧州マルチステークホルダー・フォーラムの議事

(1) ラウンドテーブルにおける議事のルール

◆ 会合報告の草案は、各ラウンドテーブル終了後二週間以内に提出される。ラウンドテーブルの構成員は、調整委員会の協議の後、この報告書を承認することが求められる。

◆ 会合の主要目的のうちの一つは、全ての当事者の経験を紹介し、共有し、学ぶことである。このことを通じて、相互的な知識を発展させ、障害物とその解決方法の両方についての価値ある教訓を確認する。

◆ 「善い、悪い」の議論は避けられるべきである。「名を指して辱める」、「名を指して褒め称える」議論は推奨されないし、そのような議論は議事録において報告されない。

◆ ３期を通じて、CSR 事例を含むステークホルダー関係者による発表は積極的に推奨される。

◆ ディスカッションは、知見に富み偏見のないステークホルダーが自らのことを進んで発表することを目的とする。全体的な目的は、どこに意見の一致が見られるのかをはっきりさせ、どこに意見の食い違いがあるのかを報告することである。

※ラウンドテーブルにおける議事のフォーマット（1期目のみ適用）

8:30	受付
9:00-10:00	開会,「ゲームルール」の説明，経緯と事実確認
10:00-11:15	事例１（30 分）＋休憩、討論（45 分）
11:30-12:45	事例２（30 分）＋休憩、討論（45 分）
	ワーキングランチ、交流
14:15-15:30	事例３（30 分）＋休憩、討論（45 分）
15:30-17:30	得られた課題について，次回のラウンドテーブル会合へ向けたステップ

(2) 事例研究について

各ラウンドテーブルは、最初に CSR についての先進的取組事例を取り上げ、そこから、CSR を促進する要因、CSR を阻害する要因を探り出すという方法を取った。

（取り上げられた事例の例）

◆**Insight investment & Amnesty International**

投資会社と人権 NGO が協力することで、投資活動によるスクリーニングを通じて広く企業の人権感覚を養おうとする例。企業が国際的に承認された人権規約等に敏感になり、その指針のもとで活動を行うことを促すことを目的としている。

◆**Telefonica & Fundacion Empresa & Sociedad**

企業のレピュテーション（評判）を無形の資産と捉え、それについてのリスクマネジメントを行っている例。レピュテーションに影響を与えるステークホルダー（投資家、消費者等から立法、メディアまで含む）を把握し、それぞれにどのようなリスクが潜んでいるのかを分析し、良好な関係を築くための土台にする等。

◆**Federchimica & EMCEF/FEM CA CISL**

化学関連産業の業界団体で、企業活動によって生じる健康、安全、環境への影響等に関する統一したマネジメントプログラムを構築した例。従業員の健康安全や環境保護、情報の透明性、企業外部との協力等のガイドラインが定められている。

◆**Chiquita and Ethical Trading Initiative (ETI)**

企業、労働組合、NGO からなる三者構成の自主的な機関が、主にサプライチェーン・マネジメントを通じて、ILO 基本労働条約の条件に適合した労働環境作りなど、CSR を普及啓発していく例。

◆**Comité intersyndical sur ‘épargne salariale**（給与積立金に関する労働組合委員会）

労働組合が、給与積立金を社会的責任ファンドとして運用する例。

６．欧州マルチステークホルダー・フォーラム最終報告書（２００４年６月公表）

第一部　～国際的および欧州において合意されている原理・基準・慣習の再確認～

CSR に関する各種の既存合意文章やガイドラインのうち、特に留意すべきものとして、ILO 他国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言、OECD 多国籍企業ガイドライン、国連グローバルコンパクト等を掲げ、これらの重要性を再確認。各企業の CSR への取組の際、大いに参照されるべきものとされた。

第二部　～ＣＳＲの規定要因の分析～

各ラウンドテーブルで挙げられた CSR の規定要因を、それぞれ内部促進要因および外部促進要因、障害要因、成功要因に分類し列挙。

内部促進要因 … 企業内部で CSR への取組を促進する要因。
⇒取組をすることによって得られる直接的または間接的な経営上の利点等。

外部促進要因 … 企業外部から CSR への取組を促進する要因。
⇒企業に取組への圧力をかける、投資家、消費者、労働組合等の各種ステークホルダーの行動。

障害要因 … 企業の CSR への取組を阻害する要因。
⇒CSR という用語の不明確さや効果の見えにくさ、実行する側の能力の不足、コスト面の問題等。

成功要因 … 企業の CSR への取組を成功させる要因。
⇒各ラウンドテーブルで確認された実効性のある取組。

- **経営陣の積極的なコミットメント**
- **CSR の取組やツールの業務への統合**
- **ステークホルダーとの対話による信頼形成**
- **先進的取組事例の共有　…他**

第三部　～将来のイニシアティヴと勧告～

a) CSR 認知度の向上と知識の増大

1. 第一部で挙げた関連文書に具現されている基本的価値観や原理の認知度の向上
   ・公共機関、ステークホルダーによる周知活動等
2. CSR に関する情報の収集・交換・普及
   ・ステークホルダーによるＣＳＲに関する情報の収集・交換・普及活動
   ・欧州マルチステークホルダー会議ポータルサイト設置等
3. CSR に関する研究の促進
   ・ケーススタディに基づいた学際的でマルチステークホルダー参加の研究活動の促進等

b) CSR を促進するためのキャパシティー・ビルディングと競争力強化

4. CSR の理解や業務への統合を促進するための企業の能力向上
   ・企業間における相互学習や、CSR の実践例に簡単にアクセスできるような環境づくり
   ・持続可能なサプライチェーン・マネジメント構築に向けた情報交換、影響調査等　…他
5. “キャパシティ・ビルダー”の能力向上
   ・CSR 能力を向上させるためのキャパシティ・ビルダーの能力向上等
   ・人材の確保　…他
   ※**キャパシティ・ビルダー**：CSR の取組の媒介者や援助者の役割を果たし、相乗効果をもたらす組織
   例）ビジネスアドバイザー、消費者団体、投資家、労働組合、メディア
6. 教育カリキュラムへの CSR の統合
   ・ビジネススクールや大学その他の教育機関における、経営者・従業員の育成、消費者等の知識増大…他

c) ＣＳＲを促進するための環境整備

7. CSR のための適切な条件の整備
   1) CSR のための適切な条件の整備
      ・CSR を推進する企業が市場でメリットを得られるよう、公共機関が法的枠組と経済・社会的条件を整備すること
   2) 透明性の確保
      ・ステークホルダーへの情報提供に際し、適切なコミュニケーションのチャネルを模索すること
      ・透明性確保に向け、経営幹部が明確なコミットメントと戦略を提示すること　…他
   3) 投資家、とりわけ SRI による、非財務的要素の評価
      ・SRI ファンドの指標や投資基準等に関する情報を集約し、アクセスを容易にする等
8. ステークホルダー・ダイアログの促進
   ・CSR 活動の初期の段階からの建設的な対話の推進
   ・企業の従業員との間で、企業レベルでの個別イシューに関する対話を行うこと　…他
9. 公共機関および EU の役割
   ・特に貿易政策・開発政策及び国際合意を通じ、欧州及び世界の持続可能な発展の達成に向け、分野横断的な政策の首尾一貫性を確保すること
   ・市民の人権や社会・環境権の保護のための適切な法的枠組の提供
   ・環境及び社会面を考慮に入れた公的資金の使用についての検討
   ・公的機関自身が、雇用者や消費者としてそれぞれの役割を果たすこと

その他

- ◆ 以上の勧告は、相互補完的（mutually reinforcing）であり、全ての主体の貢献を求める。
- ◆ フォーラムは、欧州委員会に対し、以上の勧告の実施に向けた支援のあり方について検討し、今後の文書において提示することを求める。
- ◆ フォーラムは、欧州委員会と全てのステークホルダーに対し、最初のレビュー会合を二年後に開催するよう求める。

７．欧州マルチステークホルダー・フォーラム 最終報告書公表以後の動向

(1) 欧州委員会「成長と雇用のためのパートナーシップ推進：欧州を CSR の極にするために」(2006 年 3 月)

◆ リスボン戦略の改訂後に公表された欧州委員会の新たなコミュニケーション。CSR の自発的側面を強調し、普及啓発活動や調査研究の促進、教育課程への CSR の組み込み等の取組の必要性を提唱。

◆ フォーラムについては、普及啓発活動やキャパシティー･ビルディングの必要性についてはコンセンサスを得ることに成功したものの、情報開示の義務付けやヨーロッパレベルでの基準策定については合意が得られないなど、企業とそれ以外のステークホルダー間の対立を鮮明にしたとの限定的評価。

◆ 欧州における CSR の進展を継続的にレビューするため、フォーラムの定期開催を提唱。

(2)「CSR のための欧州同盟 (A European Alliance for CSR)」の設立

◆ 「成長と雇用のためのパートナーシップ推進：欧州をＣＳＲの極にするために」（2006 年 3 月）における欧州委員会の支持を受け、ＣＳＲヨーロッパなど産業界ネットワークが中心となり、ＣＳＲ促進のための政治的な“傘”として設立された新たな枠組。同盟は自発的なものであり、企業は参加にあたって同盟への支持を表明すればよく、署名の必要はない。

◆ 主に、ＣＳＲの普及啓発活動、積極的なステークホルダー・エンゲージメントや非財務情報の開示の奨励等を行っている。

(3)「欧州マルチステークホルダー･フォーラム･レビュー会合」の開催 (2006 年 12 月)

◆ 各ステークホルダー、各国政府、欧州委員会の取組のレビューを実施し、報告書の勧告項目に従い 269 件の取組を紹介。

◆ ただし、労働組合及び市民団体の多くはレビュー会合をボイコット。次回レビュー会合は 2008 年に開催予定。

(4) 欧州議会決議「企業の社会的責任:新たなパートナーシップ」(2007 年 3 月)

◆ フォーラム最終報告書の尊重、特に、法的枠組の整備の必要性に言及した第７章を尊重することを決議。

参照文献等一覧

（URL の参照日は 2008 年 5 月 15 日現在）

＜参照文献＞（脚注に掲げたものは，著者・団体名[発行年]を付した）

EU Commission “Promoting a European framework for corporate social responsibility – Green Paper” 2001. ＜http://ec.europa.eu/employment_social/soc-dial/csr/greenpaper_en.pdf [PDF 形式]＞

EU Commission “Communication from the Commission concerning Corporate Social Responsibility: A business contribution to Sustainable Development” (COM(2002)347), 2002.
＜http://ec.europa.eu/employment_social/soc-dial/csr/csr2002_col_en.pdf [PDF 形式]＞

EU Commission “EU Multi-Stakeholder Forum on Corporate Social Responsibility” 2003.
＜http://ec.europa.eu/employment_social/soc-dial/csr/last_forum_complete2.pdf [PDF 形式]＞

EU Commission “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee: Implementing the Partnership for Growth and Jobs: Making Europe a Pole of Excellence on Corporate Social Responsibility” (COM(2006)136), 2006.
＜http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2006:0136:FIN:EN:PDF [PDF 形式]＞

EU Commission “CSR Forum Recommendations Progress review -December 2006: Compendium of actions by European Commission” 2006.
＜http://ec.europa.eu/enterprise/csr/documents/stakeholder_forum/compendium_commission.pdf [PDF 形式]＞

EU Commission[2007] “Corporate Social Responsibility National public policies in the European Union European Commission” DG for Employment, Social Affairs and Equal Opportunities, 2007.
＜http://ec.europa.eu/employment_social/soc-dial/csr/pdf/csrnationalpolicies2007_en.pdf [PDF 形式]＞

EU Multistakeholder Forum on CSR “Final results & recommendations” 2004.
＜http://circa.europa.eu/irc/empl/csr_eu_multi_stakeholder_forum/info/data/en/
CSR%20Forum%20final%20report.pdf [PDF 形式]＞

EU Multistakeholder Forum on CSR “CSR Forum Recommendations Progress review -December 2006: Compendium of actions by stakeholders” 2006.
＜http://ec.europa.eu/enterprise/csr/documents/stakeholder_forum/compendium_stakeholders.pdf [PDF 形式]＞

Eurosif[2007] “European Legal Briefing: A current view of SRI & CSR issues relating to recent European law” 2007.

Hemmati, Minu[2002] “Multi-stakeholder Processes for Governance and Sustainability” Earthscan, 2002. ＜http://www.minuhemmati.net/eng/msp/msp_book.htm [PDF 形式]＞

IDW “IDW RH HFA 1.007” Die Wirtschaftsprüfung, Heft 22/2005 f. 1234.

JEST PENSIONS “WILL UK PENSION FUNDS BECOME MORE RESPONSIBLE? A SURVEY OF TRUSTEE 2006 EDITION” 2006.
＜http://www.uksif.org/cmsfiles/jp/ukpf2006-justpens.pdf [PDF 形式]＞

OECD Sustainable Development Studies “Good Practices in the National Sustainable Development Strategies of OECD Countries” OECD, 2006.
＜http://www.oecd.org/dataoecd/58/42/36655769.pdf [PDF 形式]＞

SIF[2008 他] “Report on Socially Responsible Investing Trends in the United States”
＜http://www.socialinvest.org/resources/research/ [PDF 形式]＞※二年毎にレポートを発行

Sparkes, Russell[2002] ”Socially Responsible Investment: A Global Revolution” John Wiley & Sons Inc, 2002.

UNEP FI[2005]; Freshfields Bruckhaus Deringer “A leagal framework for the integration of environmental, social, and governance issues into institutional investment” 2005.
＜http://www.unepfi.org/fileadmin/documents/freshfields_legal_resp_20051123.pdf [PDF 形式]＞

UNEP FI[2007a]; MERCER “Demystifying Responsible Investment Performance” 2007.
＜http://www.unepfi.org/fileadmin/documents/Demystifying_Responsible_Investment_Performance_01.pdf [PDF 形式]＞
UNEP FI[2007b]; UK SIF “Responsible Investment in Focus: How leading public pension funds are meeting the challenge” 2007.
＜http://www.unepfi.org/fileadmin/documents/infocus.pdf [PDF 形式]＞
Vallejo, Nancy; Hauselmann, Pierre[2004] “Governance and Multi-stakeholder Processes” IISD The Sustainable Commodity Initiative （SCI） Paper, 2004.
＜http://www.iisd.org/pdf/2004/sci_governance.pdf [PDF 形式]＞
Wheeler, David; Thomson, Jane; Woodward, Thérèse and Shokeen, Priti[2004] “Comparative Study of U.K. and Canadian Pension Fund Transparency Practice” Schulich School of Business & York Institute for Research and Innovation in Sustainability with Kingston Business School, 2004.
＜http://www.nrtee-trnee.ca/eng/publications/uk-canada-pension/UK-Canada-Pension-eng.pdf [PDF 形式]＞
今福愛志[2003]『研究ノート 社会的責任投資をめぐるディスクロージャーのネットワーク化—イギリスにおける年金基金の投資システムの構築—』経済集志（日本大学経済学研究会） 2003 年 第 73 巻 第 3 号 p279-288
上妻義直[2006]『有価証券報告書の CSR 情報に関する予備的調査』JICPA ジャーナル 2006 年 7 月 第 18 巻第 7 号 p128-138
公認会計士協会『企業価値向上に関する KPI を中心とした CSR 非財務情報項目に関する提言』 経営研究調査会研究報告 2006 年 第 28 号
＜http://db.jicpa.or.jp/visitor/search_detail.php?id=64 [PDF 形式]＞
公認会計士協会『投資家向け情報としての環境情報開示の可能性』経営研究調査会研究報告 2006 年 第 27 号 ＜http://db.jicpa.or.jp/visitor/search_detail.php?id=65 [PDF 形式]＞
寺田徳[2005a]『米国年金基金の社会的責任投資—我が国での健全な議論のために—（第 1 部）』FUND MANAGEMENT 2005 年新春号 p4-15.
寺田徳[2005b]『米国年金基金の社会的責任投資—我が国での健全な議論のために—（第 2 部）』FUND MANAGEMENT, 2005 年春季号 p4-15.
土浪修[2003]『社会的責任投資と企業年金の受託者責任—米国の法制，判例，行政解釈を中心に—』ニッセイ基礎研所報 2003 年 Vol.28
＜http://www.nli-research.co.jp/report/shoho/2003/Vol28/syo0307a2.pdf [PDF 形式]＞
内閣府[2007]「『豊かな公』を支える資金循環システムに関する実態調査報告書」 2007 年
年金シニアプラン総合研究機構[2008a]『SRI 及び PRI に関する調査報告書』2008 年.
年金シニアプラン総合研究機構[2008b]『調査研究シリーズ（各国の年金制度）』年金と経済 2008 年 Vol.26 No.4 p32-95.
年金シニアプラン総合研究機構[2008c]『調査研究シリーズ 諸外国の年金運用組織の実態調査』年金と経済 2008 年 Vol.27 No.1 p64-96.
長谷川直哉[2004]『社会的責任投資（SRI）の発展と機関投資家の受託者責任』横浜国際社会科学研究 2004 年 第 6 巻 第 8 号 p75-97.
藤井敏彦『ヨーロッパの CSR と日本の CSR－何が違い、何を学ぶのか。』日科技連出版社 2005 年
藤井良広[2007]『金融 NPO—新しいお金の流れを作る』岩波新書（新赤版 1084） 2007 年.
宮井博[2004]『論文 SRI の位置づけと実践アセットミックス～SRI は受託者責任に反するか～』年金レビュー 2004 年夏季特別号 p53-61.

労働政策研究・研修機構[2007]『諸外国において任意規範等が果たしている社会的機能と企業等の投資行動に与える影響の実態に関する調査研究』労働政策研究報告書 2007 年 No.88.
＜http://www.jil.go.jp/institute/reports/2007/088.htm [PDF 形式]＞

＜参照 Web サイト＞（脚注に掲げたもの以外）

Första AP-fonden：AP1（第一国家年金基金：スウェーデン）
http://www.ap1.se/en/Post.aspx
Andra AP-fonden：AP2（第二国家年金基金：スウェーデン）
http://www.ap2.se/default.aspx?id=486
Tredje AP-fonden：AP3（第三国家年金基金：スウェーデン）
http://www.ap3.se/en/
Fjärde AP-fonden：AP4（第四国家年金基金：スウェーデン）
http://www.ap4.se/default.aspx?id=220
Sjätte AP-fonden：AP6（第六国家年金基金：スウェーデン）
http://www.apfond6.se/en/
Charity Bank（チャリティ銀行：英）
http://www.charitybank.org/Home.aspx
Ethical Investment Research Services：EIRIS（倫理投資調査サービス：英）
http://www.eiris.org/
Fonds de réserve pour les retraites：FRR（年金給付費準備基金：仏）
http://www.fondsdereserve.fr/
GLS Bank（GLS 銀行：独）
http://www.gls.de/
The Government Pension Fund – Global（国家年金基金グローバル：ノルウェー）
http://www.norges-bank.no/Templates/Article____69365.aspx
http://www.regjeringen.no/en/dep/fin/Selected-topics/The-Government-Pension-Fund.html?id=1441
Illinois Facilities Fund（イリノイファシリティファンド：米）
http://www.iff.org/
Navy Federal Credit Union（ネイビーフェデラルクレジットユニオン：米）
http://www.navyfcu.org/
New York City Investment Fund（ニューヨークシティインベストメントファンド：米）
http://www.nycif.org/
NZ Superannuation Fund（ニュージーランド年金給付費積立基金）
http://www.nzsuperfund.co.nz/
Shore Bank（ショア銀行：米）
https://www.sbk.com/bins/site/templates/splash.asp
Triodos Bank（トリオドス銀行：オランダ他）
http://www.triodos.com/
UK Social Investment Forum：UK-SIF（英国社会的投資フォーラム）
http://www.uksif.org/uksif

いわて NPO バンク
http://www.iwate-npobank.org/
岩手県消費者信用生活共同組合
http://www.iwate-cfc.or.jp/
NPO 夢バンク
http://npo-yumebank.org/
AP バンク
http://www.apbank.jp/
コミュニティ・ユース・バンク momo
http://www.momobank.net/
市民バンク
http://www.p-alt.co.jp/bank/
WCC 設立準備委員会
http://www.wccsj.com/
東京コミュニティパワー・バンク
http://www.h7.dion.ne.jp/~fund/
新潟コミュニティバンク
http://www.tatunet.ddo.jp/ncb/
北海道 NPO バンク
http://npo-hokkaido.org/bank_hp/
未来バンク
http://homepage3.nifty.com/miraibank/

安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会

検討経過

（1） 平成 19 年 9 月 28 日 第１回研究会

①安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会の開催について
②社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）の在り方について

（2） 平成 19 年 10 月 11 日 第２回研究会

①社会的責任に関連する各府省庁の取組状況について
②社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）の在り方について

（関係者ヒアリング）

・中山 元太郎 環境省総合環境政策局環境経済課課長補佐

（3） 平成 19 年 10 月 30 日 第３回研究会

①社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）の在り方について
②社会的責任の取組促進に向けた環境整備の方策について

（4） 平成 20 年 3 月 6 日 第４回研究会

①市場環境整備策検討ワーキンググループの検討状況について中間報告
②社会的責任の取組促進に向けた円卓会議（仮称）の在り方について
③ステークホルダーの能力向上（キャパシティ・ビルディング）について

（5） 平成 20 年 5 月 15 日 第５回研究会

①国民生活審議会における審議経過について
②市場環境整備策検討ワーキンググループの検討結果について
③研究会報告について

市場環境整備策検討ワーキンググループ

検討経過

（1） 平成 19 年 11 月 28 日　第１回ワーキンググループ

①市場環境整備策全般についての自由討議

②今後の検討の進め方について

（2） 平成 20 年 2 月 26 日　第２回ワーキンググループ

①社会的責任投資の運用と今後の課題について

②受託者責任の問題について

③年金受託機関の投資方針開示について

（関係者ヒアリング）

・菊池　勝也　　大和証券投資信託委託株式会社エクイティ運用第一部シニア・ファンドマネージャー

・山本　卓　　企業年金連合会年金運用部株式グループリーダー，チーフ・ファンドマネジャー

（3） 平成 20 年 3 月 6 日　第４回研究会

①市場環境整備策検討ワーキンググループの検討状況について中間報告

②ステークホルダーの能力向上（キャパシティ・ビルディング）について

（4） 平成 20 年 4 月 23 日　第３回ワーキンググループ

①公的年金によるSRI運用について

②非財務情報の開示の在り方について

③環境社会ラベルについて

④政府の社会的責任調達について

⑤ソーシャル・ファイナンスについて

⑥ワーキンググループ報告について

（関係者ヒアリング）

・廣川　斉　　金融庁総務企画局企業開示課課長補佐

・中山　元太郎　　環境省総合環境政策局環境経済課課長補佐

・松本　秀一　　環境省総合環境政策局環境経済課課長補佐

安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会委員等名簿

１．委員

委　員　長	松本　　恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委員長代理	上妻　　義直	上智大学経済学部教授※
委　　員	秋山　　をね	株式会社インテグレックス代表取締役社長※
	阿部　　治	立教大学社会学部現代文化学科教授
	海野　みづえ	株式会社創コンサルティング代表取締役※
	小畑　　史子	京都大学大学院地球環境学堂准教授
	城山　　英明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	髙　　巖	麗澤大学大学院国際経済研究科教授※
	谷本　　寛治	一橋大学大学院商学研究科教授※
	浜辺　陽一郎	早稲田大学大学院法務研究科客員教授・弁護士
	藤井　　良広	上智大学大学院地球環境学研究科教授※
	水口　　剛	高崎経済大学経済学部教授※
	山本　　隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

※市場環境整備策検討ワーキンググループ委員

２．事務局

岩崎　　修	内閣府国民生活局企画課長
佐藤　　正弘	内閣府国民生活局企画課課長補佐
近藤　　正堂	内閣府国民生活局企画課政策調査員
佐々木　　滋	内閣府国民生活局企画課アシスタントフェロー
柿崎　　平	株式会社日本総合研究所総合研究部門上席主任研究員
佐藤　　浩介	株式会社日本総合研究所創発戦略センター主任研究員
岡元　真希子	株式会社日本総合研究所総合研究部門主任研究員
今本　　麻子	株式会社日本総合研究所創発戦略センター副主任研究員
小崎　亜衣子	株式会社日本総合研究所創発戦略センター研究員
古賀　　啓一	株式会社日本総合研究所創発戦略センター研究員

安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会　報告書

平成 20 年５月　発行

内閣府　国民生活局　企画課
〒100-8914　東京都千代田区永田町１－６－１